

環境県民局 資 料	N o . 8
--------------	---------

令和3年11月19日
課 名 環境県民局県民活動課
担当者 課長 豊原
内 線 2739

令和3年度「犯罪被害者週間」における広報・啓発について

1 要旨・目的

犯罪被害者等の置かれた状況や、平穏な生活への配慮等について、県民の理解を深め、県民の協力のもとに関係施策が講じられていくよう、「犯罪被害者週間」に合わせて、広報・啓発を実施する。

2 現状・背景

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が「犯罪被害者週間」と定められ、本年3月策定の第4次犯罪被害者基本計画においても、同週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施が取組の一つとして掲げられている。

3 概要

(1) 実施主体

広島県等関係機関・団体

(2) 実施期間

令和3年11月25日（木）～同年12月1日（水）
までの7日間

(3) 場所

県内一円

(4) 実施内容（主な取組）

ア 令和3年度被害者支援講演会

- ・日時 令和3年11月27日（土）14：00～17：00
- ・場所 広島弁護士会館（広島市中区上八丁堀2-73）
- ・主催 公益社団法人広島被害者支援センター
- ・共催 広島県、広島市、広島県警察本部、広島県被害者支援連絡協議会
- ・後援 広島弁護士会、日本司法支援センター広島地方事務所、報道機関
- ・内容 講演「犯罪被害者等の置かれた立場」犯罪被害者家族 北口 忠 氏

イ ポスター等による広報

県関係機関と県内全市町にポスターを掲示し、啓発チラシを配架するとともに、県庁に懸垂幕を掲出する。



4 その他（関連情報等）

令和3年度犯罪被害者等に関する標語

～ とどけよう やさしいところ おもいやり ～



公益社団法人

広島被害者支援センター 令和3年度

被害者支援講演会

日時 令和3年11月27日(土)
14:00~17:00(13:30開場)

場所 広島弁護士会館
(広島市中区上八丁堀2-73)

プログラム

演題：犯罪被害者等の置かれた立場

1 講演

犯罪被害者ご家族

きた ぐち ただし

北口 忠 氏

2004年10月、広島県廿日市で起きた事件で、当時高校生だった娘さんを亡くされました。その後10年以上にわたり未解決の状態が続きましたが、2018年4月に犯人が逮捕され、2020年4月に刑が確定しました。現在も犯罪被害者等の置かれた立場や、命の大切さを訴えるため講演活動を続けておられます。

2 対談

犯罪被害者ご家族

きた ぐち ただし

北口 忠 氏

当センター副理事長・弁護士

なが い たか のり

長井 貴義 氏

広島弁護士会館



入場無料

定員

100名

コロナ感染予防のためお願い ~ご協力よろしくお願いたします~

- 定員は100名とさせていただきます。間隔をあけておすわりください。
- 体調の悪いかたは、参加を控えてください。
- 入場時に検温をさせていただきます。37.5℃以上ある方は、入場をお断りします。
- 必ずマスクを着用してください。

お問い合わせ・お申込み

参加を希望される方は、11月20日までに下記までお電話又はFAXにてお申込みください。
「整理券」を送ります。定員100名になり次第締切となります。

広島被害者支援センター事務局

受付時間/月~土 9:00~17:00

☎082-245-6667 FAX 082-245-6668

主催



公益社団法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター

共催

広島県・広島県警察・広島市・広島県被害者支援連絡協議会

後援

広島弁護士会・日本司法支援センター広島地方事務所・中国新聞社・NHK
広島放送局・中国放送・広島テレビ・広島ホームテレビ・テレビ新広島

被害者電話相談 ☎082-544-1110

●相談日/月~土曜日 ●相談時間/9:00~17:00

相談は無料です。相談の内容は決して漏れることはありません。安心してご相談ください。

※本チラシは広島県共同募金会の助成で作成しています。